

## 令和元年 第12回宮代町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 : 令和元年 11月 25日 (月) 15時 00分から 15時 20分
2. 開催場所 : 宮代町役場 202 会議室
3. 委員出欠状況

議席	氏名	出欠席	議席	氏名	出欠席
1	大島 悟	○	2	日下部 好克	○
3	飯塚 信利	○	4	中村 一男	—
5	齊藤 幸江	○	6	秋野 春子	○
7	森山 松年	○	8	戸田 優	○
9	島村 重昭	○	10	富田 高治	—
11	岡村 宏一	○	12	中野 勝栄	○
13	中山 勝夫	○	14	折原 正英	○

### 4. 議事日程

日程第 1		議事録署名委員の指名について
日程第 2	議案第 35 号	農地法 4 条の規定による許可後の計画変更申請について
日程第 3	議案第 36 号	農地法 5 条の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 37 号	相続税の納税猶予に係る適格者証明について
日程第 5		報告事項

### 5. 農業委員会事務局職員

事務局	事務局次長兼産業観光課副課長	秋谷 裕章
	農地調整担当主査	長瀬 昇之
	農地調整担当主事	久米 美夏

## 6. 会議の概要

### ◎開 会

(会長)

みなさん、こんにちは。本日の出席議員は 12 名でございます。欠席委員は 2 名でございます。定数に達しておりますので、これより令和元年第 12 回農業委員会総会を開会いたします。

日程第 1 の議事録署名委員の指名についてですが、「■■番 ■■委員」と「■■番 ■■委員」を指名いたします。

(会長)

続きまして、日程第 2・議案第 35 号「農地法 4 条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程いたします。それでは事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は宮代町■■の畑 1 筆で面積は 282 m<sup>2</sup>でございます。申請人は■■にお住まいの方です。詳細につきましてはお手元の議案書並びにモニターをご参照ください。

今回申請に至った経緯についてご説明いたします。本案件は■■総会でご審議いただき、■■付けで農地転用 4 条許可された案件の計画変更申請です。変更があった点は排水放流計画です。当初は町が管理している用水路に排水放流を行う計画となっておりますが、許可後、地元の農家組合の方との調整が行われ、道路にビニール管を埋設し、向かい側の■■に隣接する道路側溝へ排水放流を行うよう計画が変更されたため、今回の申請となりました。

申請地の位置については、案内図をご覧ください。■■に程近い、■■の向かいに位置しております。公図で見ますとこのような形になります。なお、公図及び写真でお示ししました水色の線で囲いました範囲は、すでに地目が宅地となっております。水色の箇所と黄色で囲いました申請地を合わせて、自己用住宅を 1 棟建築する計画となっております。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。こちらが、変更前の計画になります。変更前は、合併浄化槽を経由した生活排水を、道路を挟んだ水路に放流する計画でしたが、変更後は、■■に隣接する道路側溝へ放流する計画となっております。隣地との被害防除はコンクリートブロック 1 段および 3 段を用いて行います。現況についてはこちらの写真をご覧ください。すでに住宅の建築が進んでおります。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく願います。

(会長)

それではご審議の程よろしくお願い致します。

(■■番■■委員)

■■番■■です。先ほど事務局と職務代理、会長と現地を確認してまいりました。排水計画の変更によるものなので、問題ないと思います。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「やむを得ない」とすることと致します。

続きまして、日程第3・議案第36号「農地法5条の規定による許可申請について」を上程いたします。それでは事務局説明願います。

(事務局)

それでは、ご説明いたします。申請地は宮代町■■の畑1筆で面積は297㎡でございます。譲受人は■■にお住まいの方で、譲渡人は■■にお住まいの方です。転用目的は住宅敷地です。権利の移転形態は所有権移転となります。詳細につきましてはお手元の議案書およびモニターをご参照ください。

申請の経緯についてですが、申請者は現在■■に■■で居住しておりますが、仕事量の増加とともに部屋が狭くなってきたことや、将来生まれる子どもの生活スペースを確保するため、今回農地転用の申請に至った次第です。なお、こちらは■■に農用地区域からの除外が認可されております。申請地の位置については、案内図をご覧ください。■■の一区画奥に位置しております。公図で見ますとこのような形になります。隣接する農地が2筆ございますが、隣地同意はいただいております。

続きまして、土地利用計画図をご覧ください。隣地との被害防除は内積みのコンクリートブロック4、5段を用いて行います。生活排水は、合併浄化槽を経由し、道路にビニール管を埋設し、■■側にある道路側溝へ放流する計画となっております。現況についてはこちらの写真をご覧ください。適切に管理されております。

農地法の観点から説明いたしますと、申請地は第3種農地に区分されます。周辺への営農への影響は、内積みコンクリートブロックで対応しておりますので問題ございません。以上で説明を終了させていただきます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

(会長)

それではご審議の程よろしくお願い致します。

(■■番■■委員)

■■番■■です。先ほど事務局と会長、■■委員と現場を確認してまいりました。現状は適正に管理されており、隣地の同意も得ておりますので、問題ないと思います。よろしくご審議願います。

■■ (■■番■■委員)

■■番■■です。地区担当です。■■さんは地元の方で親は宮代に住んでいます。分家ではないですが、地元に住みたいということなのでよいかと思います。

(会長)

よろしいでしょうか。この件について「やむを得ない」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

<全員挙手>

それでは、この件については「やむを得ない」とすることと致します。

続きまして、日程第4・議案第37号「相続税の納税猶予に係る適格者証明について」を上程いたします。それでは事務局説明願います。

(事務局)

それではご説明いたします。審議に入ります前に、議案となっている、相続税の納税猶予に係る適格者証明についてご説明いたします。

今回の審議は、今までの総会でご審議いただいた、納税猶予を受けた農地の耕作状況を定期的に確認するものとは異なり、これから、納税猶予を受けようとする農地に係る審議となります。新たに納税猶予を受けようとする者は、「被相続人要件」「農業相続人要件」「特例農地等要件」「猶予相続税額及び利子税額に見合う担保の提供」「相続税申告書の提出期限」を満たす必要があります。皆さまには2項目の「農業相続人要件」についてご審議いただきます。これは、「相続税納税猶予を受けようとする農業相続人は、農業経営を行っており、今後も引き続き農業経営を行うと認められる必要がある」というものです。対象となる農地の現況を確認いただき、今後も引き続き農業経営を行いうるかを判断いただきます。なお、法律が一部改定され、今までは申請後20年を経れば相続税の免除が確定となっておりますが、現在、調整区域の農地については相続人が亡くなるまで、相続税は免除されなくなっております。市街区域の農地は従来どおり20年を経れば免除となっております。

それでは、本案件の説明に入ります。詳細はお手元の議案書およびモニターをご

覧ください。相続人は■■■にお住まいの方です。相続開始は■■■となっております。相続税納税猶予を受けようとする農地は全部で11筆あり、面積は7,108㎡となっております。対象地の位置はモニターの通りです。事務局が現場を確認し、写真を撮影してまいりましたので、一緒にご確認下さい。

<現況の確認>

赤線で囲った3筆についてご説明いたします。現況は写真の通りとなっております。農地の管理状況について、11月21日に本人と面談を行い、事情を伺いました。当該地も含め、所有する田は7月にはしろかきを行い、稲作を行っています。秋口には草刈を行うなど、周囲に迷惑をかけない様に管理を行っているとのことですが、今年は台風の影響で一部の田から水が抜けず、現況のような状態になっているとのことでした。例年であれば、隣接するあぜ道も含め、草刈など管理を行っているとの事です。今後につきましても、引き続き稲作を行っていくと伺っております。

以上で説明を終了します。ご審議の程よろしくおねがいたします。

(会長)

それではご審議の程よろしくお願い致します。ご意見ございますか。

それではこの件については、「相続税の納税猶予に係る適格者として認める」としてよろしいでしょうか。賛成の方は挙手を願います。

<全員挙手>

それではこの件について「相続税の納税猶予に係る適格者として認める」とことといたします。

続きまして、日程第5「報告事項」について、事務局報告願います。

(事務局)

続きまして、今回の報告事項についてご説明させていただきます。

今月は各種届出の締め日が11月11日となっております。11日までに、4条届出が1件、5条届出が1件ございましたことをご報告させていただきます。

(会長)

ただいまの報告事項につきましては、宮代町農業委員会会長専決規程に基づく、専決事項であります。このことから質疑等については割愛させていただきます。ご了承ください。

以上をもちまして、令和元年第12回農業委員会総会における審議・報告案件の全てを終了いたします。

◎閉会

上会議の顛末に相違ないことを証明するため署名押印する。

令和元年 12 月 25 日

会 長 \_\_\_\_\_ 印

署名委員 \_\_\_\_\_ 印

署名委員 \_\_\_\_\_ 印